

徳島県 豪雨災害時 避難行動 促進指針（案）

（抜粋）

令和元年 月

徳 島 県

第1 避難情報（勧告・指示など）のあり方

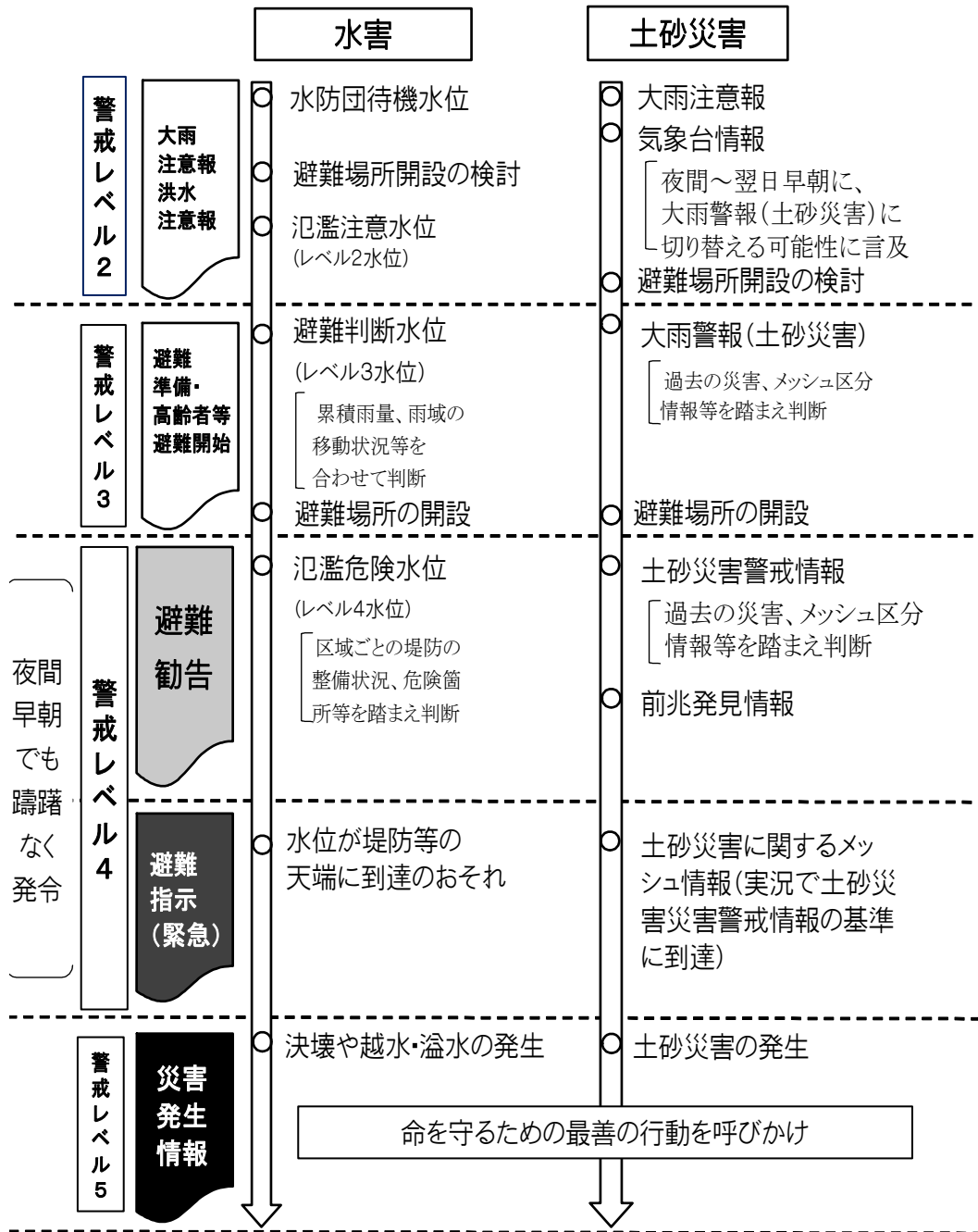
1) 発令の内容、タイミング

【推進事項】

- 空振りを恐れず、タイムライン(※①)を参考に、早めに避難情報を発令
- 夜間・早朝でも、躊躇なく発令
 - 夜間の避難情報の発令には、避難の安全性を十分に配慮できる限り、昼間に避難情報を発令し注意を喚起
- 発令時には、対応する警戒レベルを明確にし、警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達
- 「避難勧告」（警戒レベル4）は、原則避難場所等への立退き避難（※②）を誘導
- 「避難指示（緊急）」（警戒レベル4）は、避難場所等への立退き避難に限らず、「屋内の安全な場所への避難」や「屋内安全確保」等の避難行動を誘導
- 「災害発生情報」（警戒レベル5）は、災害の発生を把握した段階で可能な範囲で発令
 - 逃げ遅れた方も含め、直ちに「命を守るための最善の行動」（※③）をとるよう呼びかけ
- 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令段階から、避難場所の開設を開始

※① 避難情報に関する推奨タイムライン

このタイムラインは、防災気象情報等と災害時の対応の標準的な流れを例示したものであり、実際の情報や対応がこのとおりになるとは限らないことに留意が必要である。



※夜間・早朝に警戒レベル3、4の避難情報を発令する状況が想定される場合は、その前の夕刻時点において、早めに発令する。

※② 立退き避難が必要な災害

(内閣府H31.3「避難勧告等に関するガイドライン」参照)

□ 洪水等（洪水、内水氾濫）

- ① 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合
- ② 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらすおそれがある場合
- ③ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物でさらに浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保では、命に危険が及ぶ可能性のある場合
- ④ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要）
- ⑤ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

□ 土砂災害

- ① 背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
- ② 土石流が発生し、被害のおそれがある場合
- ③ 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

※③ 「直ちに命を守るための最善の行動」の例

- ・ 洪水浸水想定区域の居住者等については、逃げ遅れて、もしくは激しい雨が継続するなどして、指定緊急避難場所まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合は、「近隣の安全な場所」（河川から離れた小高い場所等）へ移動し、それさえ危険な場合は、「屋内安全確保」（屋内の高いところや場合によっては屋上への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
- ・ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所については、避難勧告が発令された時点で、既に付近で土砂災害が発生していることなどにより、指定緊急避難場所までの移動が、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合には、少しでも早くより安全な場所へと避難する。
具体的には、「近隣の安全な場所」（近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等）への移動や、「屋内安全確保」（屋内の高いところで山からできるだけ離れた部屋等への移動）をとる等、状況に応じて対応する。

2) 発令の判断

【推進事項】

- 「全域」に避難勧告等を発令することは、避難意識を低下させ、避難するうえで有効でない場合もあるため、過去の災害経験や、ハザードマップなどから地域ごとの特性を予め把握し、細かな地区ごとに発令
- 判断材料の拡大を推進
 - ・ 自治体における気象台の助言制度の活用
 - ・ 気象台や気象会社における早い段階からのピンポイントの予測精度の向上
 - ・ メッシュごとに雨雲レーダーや累積雨量等を情報提供できるシステムの構築

第2 住民への情報提供のあり方

1) 自治体（県・市町村）

【推進事項】

- テレビやラジオのほか、ケーブルテレビ、防災無線、IP告知システム、緊急速報メール、インターネット、SNSなど、様々な情報提供手段の複線化を推進
- 迅速な情報提供に向け、マスメディアと連携した「Lアラート」の活用を推進
- ライブ映像の活用など、できる限り情報を「見える化」し、住民に注意を喚起できる手法を検討
- わかりやすい避難情報を伝達するための市町村職員のスキルアップ研修の実施
- 避難を促す仕組みの構築
 - 例) 雨量メッシュ情報などをもとに、避難を促すプッシュ型システム
地域のソーシャルな関係の中で、SNS等で呼びかけるシステムなど
- 要配慮者（高齢者や障がい者など）への対策を検討
 - ・地域住民の情報を平時から把握する自主防災組織や消防団などの活動
 - ・自主防災組織や消防団が、高齢者や障がい者などを戸別訪問し、避難を呼びかける体制の構築
 - ・障がい等の特性に応じた多様な伝達手段の整備
 - ・情報提供の多言語化の検討

2) マスメディアなど

【推進事項】

- 台風や豪雨の特徴、災害へ備えるポイントなど、早めの注意喚起
- 分かりやすく、かつ注意喚起が形骸化しない情報提供の工夫

第3 住民の避難行動のあり方

1) 避難行動を促す手法（自助）

【推進事項】

- 避難情報、気象情報の正しい理解
 - 例) 警戒レベルに対応する避難情報、気象情報等の理解の促進、ハザードマップなどによる災害リスクの周知 など
- 正常性バイアスや過去の災害経験の有無に関わらない避難行動の徹底
 - ・自分の家は大丈夫との思い込み、避難勧告慣れなどの払拭
- 「家族継続計画（FCP）」の推進
 - ・避難場所、避難経路の確認
 - ・非常持ち出し袋、備蓄の実施など
 - ・短時間での浸水や急な土砂崩壊に備え、自宅の安全な場所の確認

2) 避難行動を支える手法（共助・公助）

【推進事項】

- 避難を後押しする体制の構築
 - ・自主防災組織や消防団など地域単位での啓発や訓練、避難の呼びかけ
 - ・周辺住民が逃げなければいけないと思わせる「率先避難者」の育成
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - ・避難行動要支援者名簿を活用した地域の取組への支援
 - ・防災と福祉（地域包括支援センター、ケアマネージャー）の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進
- 良好な避難環境の整備
 - ・災害種別に応じた避難所の指定見直しと、トイレ環境の改善等避難所の生活の質の向上
 - ・安全な避難経路の情報提供